

コラム

日本版 CABE を考える

JIA 横浜大会

「日本版 CABE を考えるシンポジウム／
良い建築・街をつくるための建築・まちづくり機構」



日本版 CABE
推進タスクフォース
渡邊 研司

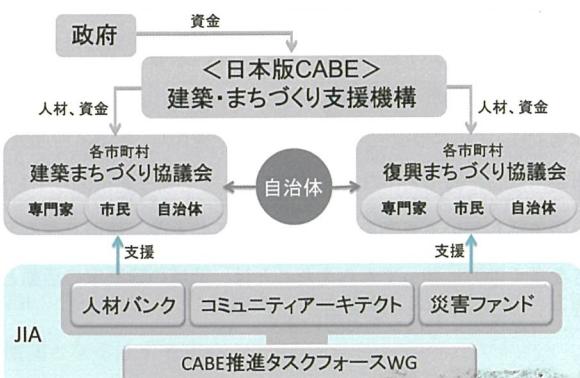
■ 1999 年英国で、公共及び民間による開発計画の良好なデザインを導く目的で設置された建築都市環境委員会 (Commission for Architecture and the Built Environment 以下 CABE) の日本での実現可能性を議論するシンポジウムが、2012 年 11 月 30 日、JIA 横浜大会イベントのトップを切って開催された。朝一番のプログラムにも関わらず、60 名を超える聴衆が集まり、関心の高さが伺われた。ラウンドテーブル型のレイアウトで行なわれた議論は、CABE そのものが持つ公開性でフラットな関係が反映されており、企画者の連健夫氏による英国仕込みのオープンなディスカッションの意図が見えた。JIA 関東甲信越支部長の上浪寛氏による開会の挨拶に続き、連氏からシンポジウムの主旨として、美しい街・建築をつくるためのシステムが日本は弱く、CABE のシステムは参考になり、それを実現させるにどのようにすれば良いかをディスカッションする機会である、と説明すると共に、2012 年 8 月に自ら英國に赴き、CABE の委員にインタビューを行い、実際のレビューに参加した経験が紹介された。続いて CABE を学術的に研究している北海道大学の坂井文准教授から、CABE 設立の背景として都市計画法に美しい街・建築をつくることが盛り込まれたことによって、このような組織が必要となったことが説明された。CABE の特徴であるデザイン審査とエヌエイブル・サービス（アドバイス）について、公共建築における計画許可申請においてレビューが義務付けられており、そのほとんどを CABE が実施していることが



シンポジウムはラウンドテーブル型で行われた。

紹介され、確認申請行為という定量的判断主体の日本との違いが浮き彫りになった。続いて芦原太郎 JIA 会長からは、CABE を最初は CAVE = 洞穴かと思ったという冗談で会場を和ませた後、震災復興という JIA に課せられたミッションの中、まちづくりにおける CABE の有効性を話され、日本版 CABE のモデルが提案された。続いて、建築家の長島孝一氏、建築ジャーナル編集者の西川直子氏、東海大学の加藤仁美教授から、日本版 CABE に繋がる萌芽事例が紹介された。長島氏からは平成 20 年に JIA において美しい建築推進特別委員会委員長として「美しい建築に対する行政の誘導」報告書をまとめたことを紹介し、そこで日本版 CABE 設置を提案していることを説明された。そして、氏が関わった逗子での取組として公共建築において JIA がサポートをしてコンペが実現したことを紹介した。西川氏からは、谷中での公共施設の建替えの設計案に対して、地域住民によるボトムアップ的運動により、設計者を支援するという立場で住民の意見を反映させる試みが紹介された。CABE のみなならず英國の開発行為においては、地域住民の声が重要視されており、ハディドやリバキンによるコンペ案が地域住民の反対により実現しない事例は数多くあるが、状況は異なるとはいえ、住民参加、専門家や検討委員会の必要性があることが指摘された。続いて東海大学の加藤教授から、2000 年に代官山アドレスの開発に対して、代官山地域の良好な生活環境を守るという主旨で、代官山ステキな街づくり協議会がつくられ、そこでの活動が具体的に紹介された。当初、消極的だった渋谷区も、この活動によって態度が変わり、2005 年に渋谷区まちづくり条

<日本版 CABE> 建築・まちづくり支援機構



芦原会長が提示した日本版 CABE 図

例が公布された。協議会は6つの項目からなるわがまちルールを策定し、良好な景観に対する価値観を共有し、建築計画があった場合、計画側が協議会にその内容を説明し協議するという形がつくりてきたことを説明した。コメントーターの工学院大学教授の倉田直道氏からは、日本版CABEは何をやるのか、JIAが何をやるのか、を整理する必要があるとの指摘があった。小林正美氏からは、日本は敷地を越えるとフィーがもらえない状況がある、建築家は都市に対してもっと勉強する必要がある、とのアドバイスがあった。会場からの質問を含めてディスカッションが行なわれた。CABEが提示しているデザイン・レビューの評価軸：良い建築とは、①建物や場所が目的に合っており持続可能であること、②周囲との関係性において適した場所での開発であること、③コミュニティ推進など利用者のためにデザインされていること、④二酸化炭素排出を最小限に抑えるなど環境に配慮されていること、⑤

人々が楽しめ誇りを持てる場所、空間を創っていること、以上5つの視点が、再認識されたが、今後の課題として、制度としての法整備、運用方法、組織形態などが存在しており、芦原会長による日本版CABEモデルをたたき台として、JIAを中心に既存の組織と連携しながら、この取組みをやれる所から実施していくことが確認された。最後に日本建築士会連合会会長の三井所清典氏からは、建築家が街づくりに関わることの大切さと共に日本版CABE推進に対して応援メッセージをいただいた。

思えば明治時代に先人が発展国であった英國に建築やまちづくりの作法を学んで造られた横浜という場所で、これから日本の建築とまちづくりの方向を、より良く変えていくために、ふたたび英國から学び、日本に合ったCABEを創ろうとする呼びかけができたことは意義深いと考える。

〈東海大学〉

日本版CABEを考える

CABEから何を学び、
日本の建築・まちづくりに活かすのか
(日本版CABEを考えるシンポジウムから)



日本版CABE
推進タスクフォース
連 健夫

CABEは、計画許可制度をベースにする英國であるが故に生まれてきたという議論がある。美しさという定性的な判断が計画許可制度にあるが、日本における建築確認制度では、高さや面積など数量的チェックという定量的判断においては、生まれる土壤が無いという理屈である。しかし坂井氏の説明にもあるように、英國の産業革命において劣悪な都市環境が生まれたという反省があったが故に、美しい建築・街を創るという趣旨が都市計画法に反映され、その背景の中でCABEが生まれるという経緯があった。日本にも高度成長社会における都市景観悪化の歴史がある。この状況を改善する法律の1つとして生まれたものが平成16年の景観法であり、都市・農山村等における良好な景観の形成促進、という定性的評価を含む画期的法律であった。つまり、状況や時代が異なるとはいえ英國と日本との共通点と言えよう。また、全国一律の建築基準法では地域特性が反映されない状況の中、それを補完すべく、条例、地区計画、建築協定などの充実が図られてきた。まちづくり条例において

は、認定まちづくり協議会が地区計画をつくることの道筋を設け、地域の声が街づくりに反映されるよう整備されてきた。つまり良好な景観づくりにおいて景観法、地域特性を反映するものとして地区計画、住民の声を反映するためにまちづくり条例という枠組みがそろったことになる。しかしながら、その実態は多くの課題を抱えていた。景観法においては、景観審議会はあるが、既に出来上がっている計画での審査であり修正範囲が限られていること、事前調整はあるが担当者は専門家でないと、景観審議会の決定に権限がないことなどの問題である。街づくりにおいては、そこに関わる専門家はボランティア的であり、しっかりとした役割を担うことが難しい現状である。

■ CABEの役割は大きく3つある。①審査（デザインレビュー）：計画側が計画内容をレビューパネラー（専門家）に説明し、アドバイスを受ける。計画の質を高めるのが目的である。公共建築・一定規模以上の民間建築にはレビューが義務

付けられている。②実現支援（エヌエイブル）：地方自治体の計画策定、公共建築のコンペのアドバイスをする。③教育と広報：建物と建築や街づくりについての教育、出版、研究活動、WEBでの広報活動である。

デザインレビューにオブザーバー参加したことがある。その雰囲気は審査という堅苦しいものではなく、大学の講評会のような雰囲気で、計画側がその計画内容の質を上げるべく、アドバイスを得る場であった。60分の持ち時間で、計画側が15分のプレゼン、パネラーのアドバイスが45分行われた。この建築のコンセプトを活かすために、この部分のデザインをもっと強調したほうが良いのではないか等、アドバイスは定性的なものを含む創造的なものであった。この話を行政の方にした時に「デザインレビューは言わば、第三者の同業者がチェック、アドバイスをする場であり、どの業界にも言える質を高める行為ですね」という話をされた。このような場を日本の建築システムの中に組み込むことができれば、質の高い街・建築をつくることができるのではないか。その場として考えられるのは、景観審議会、まちづくり協議会、あるいは、CABEのような機関であろう。長島氏が指摘するように確認申請の前に計画許可申請としてデザインレビューを位置づける方法もある。実現支援（エヌエイブル）の最も重要な点は、公共建築のコンペのアドバイスと考える。参加者条件が厳しく、能力のある若手建築家がはじかれないような枠組をつくることや審査の公平性などをアドバイスすることにより、質の高い街・建築が生まれるのである。自治体のコンペを、対価を得てまるごと扱う体制も考えられよう。

■日本版 CABE 推進のアクション

このシンポジウムのために、日本版 CABE 推進タスクフォースのメンバーは議論を重ねてきた。この内容も踏まえ、推進する上でのポイントをあげる。

- ① 萌芽事例の収集：今回のシンポジウムで3つの萌芽事例が報告されたが、これ以外にも多くの事例がある。それを収集、分析し、何がポイントなのかを明確にする。
- ② 復興まちづくり協議会を支援する組織づくり：芦原会長の提案に示された災害復興まちづくりの中で、専門家のリスト整備、派遣、ファンドなど、既存組織との連携を含めた建築・まちづくり機構を具体的に検討する。
- ③ 関連組織との連携：CABE 的役割、性格を持っている既存組



英国 CABE でのデザインレビュー、建築の質をあげることが目的組織（学会のまちづくり支援建築会議、住い・まちづくり担い手支援機構、ドコモモ等）の活動を理解すると共に連携を図る。

- ④ 自治体へのコンペ支援：公共建築において設計入札ではなく、コンペを誘導する。自治体が手間と責任を軽減できるようなパッケージを提案すべく、自治体へのヒアリングを実施する。
- ⑤ 景観法における3つの強化（計画段階での審査、事前調整段階での専門家派遣、審議会の権限強化）について具体的アクションを検討する。
- ⑥ 日本版 CABE 推進への広報：まずは JIA の機関誌を通して、会員への理解を図るべく、メンバーや専門家からの寄稿、連載を実施する。

といったことが考えられる。

日本版 CABE 推進に理解のある専門家に推進タスクフォースに加わっていただき、具体的アクションに繋げると共に、それを支える仕組みを JIA として作る段階になったと思われる。思えば 2003 年、延藤安弘氏や倉田直道氏と共に当時のジョン・ローズ CABE 会長の日本講演を企画したことがある。先方の事情で実現しなかったが、その後、様々な専門家が CABE の有効性を紹介し、研究も進んでいる。復興まちづくりと共に日本版 CABE 実現に向けて具体的アクションの時期に来ている。

〈(有)連健夫建築研究室〉

日本版 CABE を考える

CABE の正式名は
「建築とビルト・エンバイロメント委員会」



日本版 CABE
推進タスクフォース

坂井 文

■ CABE の正式名は Commission for Architecture and the Built Environment (建築とビルト・エンバイロメント委員会) である。ビルト・エンバイロメントを構成する要素は建築、土木、造園、都市計画等々の多岐の領域にまたがるが、そのうちの建築が特に組織名に掲げられている意味はなんであるか。まずは英国 CABE の活動を簡単に振りかえりながら、日本版 CABE の意味について限られた字数のなかで考えてみたい。

CABE 設立の背景

CABE が設立された背景には、開発許可審査に時間がかかりすぎ経済活動にも支障をきたしていた事実や、わが国より先にすすめた地方分権による自治体の業務の増加と専門職員の減少などの実情があった。一方で、良好な都市環境とデザインの創造を目指した都市政策がすすめられ、都市デザインに言及する都市計画指針の改定も相次いだ。つまり英國の自治体においては、専門職員を確保することが難しい状況のなかで、新しい都市計画政策や指針に沿って開発の許可審査を行う必要に迫られていた。こうした背景のなか、戦前の都市美運動のなかで設立された王立芸術委員会を再構築し CABE が設立された。

CABE と開発許可制度

良好な開発計画を誘導するための技術援助 (Enabling、イネーブル・サービス) と助言 (Design Review、デザイン審査) は、開発許可制のなかで、図のように位置づけられる。活動を直接受けるのは、イネーブル・サービスの場合は開発計画を策定している公的機関であり、デザイン審査については開発許可審査を行う自治体となり、その対象は民間による開発計画も含まれる。活動を実際に担うのは建築家、造園家、都市計画家といった専門家である。

10 年間の活動業績を通して、イネーブル・サービスは自治体による企画構想や設計者選定の段階で、またデザイン審査は的確な開発許可審査をすすめるうえで重要な位置を占めるまでとなり、その双方を支える情報・知識の蓄積は HP にて全面的に開示され、

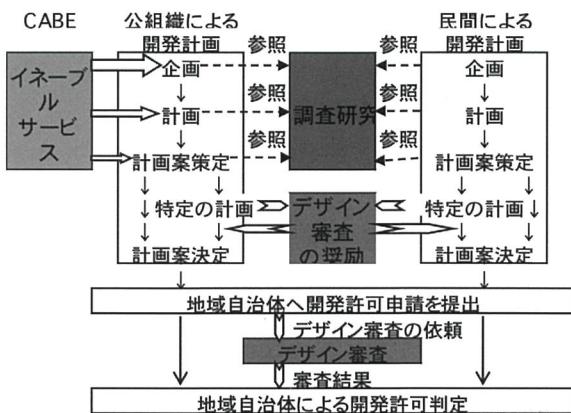


図 開発計画の策定と CABE のサービス（網掛部分）

多くの行政、専門家、市民に利用されている。情報・技術の開示は市民の建築や都市に対する理解を助け、翻って専門家集団のプロフェッショナルの確立となっている。

日本版 CABE とは

では、こうした活動を日本にて推進する意味とはなんであろうか？ まずは、わが国においても地方分権化による地方自治体の裁量の増加と人材の確保は想定される課題であり、特に、幅広い領域における取り組みが必要なまちづくりや景観行政の推進に向けては、技術援助や助言を行うなんらかのシステムが求められる。CABE のイネーブル・サービスを行うイネーブラーは、地域の建築家が圧倒的に多かった。地域の特性を引き出すまちづくりに専門家の関わりは欠かせないが、その関わり方の仕組みづくりを具体化する必要がある。

日本版 CABE と建築家

また CABE は、その目標とする「建築都市空間の質を高める」ために、建築・造園・都市計画などの分野と連携してデザイン審査を行い、また建築都市環境に関わる教育などの異なる分野の事業をすすめていた。専門家がそれぞれ独自の言語を持って計画をすすめていくことの多いなかで、良好なビルト・エンバイロメントを形成するための情報・知識を共有し、共通言語を持って協働する場が求められている。王立英國建築家協会による近年の地域主権のまちづくりへの参画の促進をみていくと、そんな異なる専門家集団の協働のなかで、建築家集団の役割に期待されていることは大きいと考える。

さらに建築物がまちづくりや良好な景観形成をすすめるうえで影響の大きいことは言うまでもない。基準の確認は最低ラインのクリアであること、施主のために計画しているその建築物はまちなみや社会に対しても責任ある存在であること、を再認識し専門家集団としてデザイン審査などの場で専門家同士の議論を通してよりよい計画にすること等が求められている。CABE の組織を支えていたのは、民間の設計会社やコンサルで専門知識を培った人材であり、「建築都市空間の質を高める」意気込みをもって業務に携わっていた。審査されるといった受け身ではなく専門家集団が自ら能動的に動くことが求められているのではないか。

日本版 CABE にむけて

企画構想や設計者選定の段階で技術支援する、計画案を事前審査などのかたちでよりよいものにする、良好な建築都市空間の創造のための実務に直結した情報・知識を蓄積・開示する、といった CABE の 3 大活動に多くの人が興味を覚えるのは、専門家として取り組む必要があると考えているからと思われる。これから専門家集団のあり方を考える好機を逸することなく、具体的行動へつながる議論をすすめたいと考えている。

〈北海道大学〉

日本版 CABE を考える

Enabling (エネーブリング) の手法としての
シャレットワークショップの可能性



小林 正美

■ イギリスの CABE 活動の大きな要素として、「デザインレビュー」と「エネーブリング」がある。前者は、設計行為における事前協議調整を指すので我が国でもイメージしやすいが、後者は、なかなか良い訳語が見つからない。景観意識の向上や人材育成を実現するための啓発活動を意味するが、景観に殆ど意識が向いていない一般の人々や人材の乏しい地方の行政職員への地道な働きかけにより、私たちが暮らす環境や景観を向上させる促進活動は重要である。本稿では、筆者が長年取り組んでいる「シャレットワークショップ」の活動を紹介し、「エネーブリング」の一種として発展させるための課題について述べよう。

「シャレット」の原義は、フランス語の荷馬車であるが、パリ美術学校（エコール・デ・ボザール）の作品提出締め切り直前の駆け込みを起源に「短期間に集中して計画を行う」という意味に変化したと言われる。「シャレットワークショップ」は、現在では欧米のコミュニティ計画における主要な手法として取り入れられており、一週間程度の短期間に、さまざまな領域の専門家が現地入りし、行政や住民と会合を重ねながら、具体的な計画案を示し、最終的な合意案（主要なランドスケープ、デザインコード、建物のデザインなど）を確定するというものである。私自身は岡山県の地方都市で20年くらい継続して実施しているが、日本建築学会では都市計画委員会を中心に「学生と地域の主体によるシャレットワークショップ」を、毎年夏期に大会が開催される地域で開催し、今年すでに9年目を迎えた。



札幌駅南口地下空間におけるワークショップの公開発表会



模型を交えた市民との熱心な意見交換の風景

学会の WS では、全国から公募で集められた大学院生と教員（40人程度）が、地域に入り込んで、地元の問題点や将来ビジョンを考え、診断し、処方のための具体的な提案を行う。地域の経済、生活する人々、自然や伝統文化などを包括的に把握し、まちづくりや景観向上のための方向性を地域の人々と共に、具体的にそれを実現するための方法論が求められる。専門家や地方行政の職員が社会でどうふるまうべきか、また一般市民の関心をいかに景観行政に向けるかという意味で、その啓発効果が大きく期待されている。

2013年8月に実施した札幌 WS では、市内東部地域を対象に将来ビジョンの策定を行った。当該地区は工場跡地が多く、西部よりも高密度化が遅く進展したが、札幌駅至近であるため、高層マンションなどの開発圧力も強く、早急に今後のまちづくりの方向性を考える必要があった。北海道大学、市役所などの支援を得て、現行都市構想の資料を参照して作業を行い、最終的には、札幌駅南口地下空間で市幹部職員および一般市民を対象に提案内容を発表し、多くの意見を得ることが出来た。重要なことは得られた知見を再度フィードバックし、今後の都市政策に繋げることである。

このようなシャレットワークショップは大変骨の折れる作業であるが、まだまだ制度化されておらず、学会や大学関係者のボランティアに頼っている状態である。今後は学生だけでなく行政職員を巻き込むかたちで公的機関がエネーブリングの一種として正式に位置づけ、制度として予算付けをしていくことが重要であろう。

日本版 CABE を考える

震災復興における デザインの地域性

JIA 東北支部

安田 直民



■ 災害公営住宅の建設促進を目的とする国土交通省住宅局の直轄調査を通して、被災自治体における復興計画に間接的にかかわる機会を得ました。復興事業において議論されるのはそのスピードや予算であり、計画そのものが公にレビューされることはほとんどありません。住民が伺い知らないところで公営の大規模団地や巨大な堤防、区画整理といったものが決められ、事後承諾のような説明会が数多く開かれています。

災害公営住宅をはじめとする建築は、性能や生産性の効率化が重要視される一方で、デザインの地域性や、町並みの中のデザインといった考えは軽視されがちです。発注自治体においても、「地域の価値をつくる」といった視点に立ったものづくりの価値が顧みられないことが多いっています。復興という膨大な業務の中とはいえ、数万戸という規模の住宅がデザインの価値を顧みることなく建設されるというのは地域にとって大きな損失でもあります。

単体の建築ばかりではなく、巨額の費用をかけて田んぼの真中に巨大な郊外団地のような街が作られ、海岸の崖が切り取られて多くの小規模集落が造成されていくなど、面整備事業でもデザインに価値を置く評価が欠かせません。

デザインとは特殊な意匠を指す言葉ではなく、コストに配慮し長期的な視点での価値をつくり上げる行為だと考えます。平時において街づくりや建築デザインを評価すること、その延長として災害復興期においてもこうした評価制度が適切に運用できるような手法の必要性を感じます。



上：某市災害公営住宅建設工事 下：某市防集団地造成工事

社会と専門家の在り方を模索する 「北上まちづくり委員会 支援活動」

JIA 東北支部

手島 浩之



■ 3.11以降、JIA宮城復興支援委員会として石巻市北上町に携わっています。防災集団移転促進事業の高台造成案の作成支援にはじまり、住民自身が自分たちのまちについて考え決めて行く仕組みづくりを目指して、2012年1月から「北上まちづくり委員会」の立ち上げと運営支援を行っています。その運営は難しく、ある仕組みで始めてみると、住民の関心が薄く住民主体とは言い辛いものになり、仕組みに工夫を加え一方での評価を得ると、別の方面的な住民たちから不満が出る始末で、試行錯誤しながら二年近くを費やしてきました。最近では北上全域の代表である「まちづくり委員会」の下に各地域ごとの地域別分科会を設置し、震災後に発足した住民有志の会を組み込むことでようやく実効的な仕組みとして動き出しそうです。地域別分科会のひとつである「にっこり北団地住民有志の会」では、これまで造成案の作成や、(同じ地区に配置される)復興公営住宅を含めたまちづくりの方針、地域での見守りの在り方や緑地の共同管理などについて話し合い、決定し、行政機構の中にきちんと位置付けることが出来始めています。

高度に専門化した現在の社会で、市民だけの単純な住民主体は成立するのでしょうか。知識は強力な武器ですが、市民が全方位的にすべての知識を武器にすることはできません。専門家には多岐にわたる事項を集約し、的確に問題点を絞り込んで住民に説明する力が問われています。専門家の能力や誠意、関与の仕方によって、住民意思の方向性や、まちの在り方さえも大きく違って来ます。専門家と社会の在り方を真剣に問うことのなかった結果としての福島の苦

悩を横目に見ながら、匿名性の強い「いわゆる市民」になる前の、顔のある住民が多く残る北上で、専門家と社会のあるべき姿を模索していくたいと思っています。



にっこり団地全体計画（案）
イメージスケッチ
注記：北上川河口を臨み、小中学校のグラウンドや庁舎広場などのにぎわいがまちの隅々まで広がります。

日本版 CABE を考える

CABE の Design Review (デザインレビュー) を見て思うこと



小出 和郎

■はじめに

英国 CABE は、制度的には国の機関ではあったが、今は国の資金がないので活動はそういう立場では行えない。現在の CABE は、Design Council に場を移して、自己資金を確保して活動を続いている状態だが、Design Review が社会に評価を得ているため生き延びている。

CABE は坂井文さんの報告 (Bulletin2013年5月号掲載) にあるように多面的な活動を行っていた。職員は 100 人ほどであり、このうち Design Review のセクションには 10 人を少し超えるスタッフがいた。そのほかでは、Enabling (エネイブリング)、CABE SPACE (公共空地)、Education (教育)、Publication (出版) など多様である。現在、JIA のタスクフォースが進めようとしている地方公共団体の設計競技への専門家派遣は CABE の活動でいえばエネイブリングであり、仕組みとしてわが国でも受け入れやすいのだと思う。一方デザインレビューの展開は、日本では難しいとも感じる。時間がかかると思うが、CABE の成果を日本の定着させる必要性は大きいと思う。

日本においても、日本型のデザインレビューはすでにある。景観法、地方公共団体の条例に基づく景観協議がそれである。その意味ではすでに始まっている。この仕組みを CABE が示している方法や位置づけに発展させていくことが大きなテーマであると思う。

■デザインレビュー

ここでは、CABE のデザインレビューが実際にどのように行われるかを紹介する。

出席者：パネルメンバー（5名程度）、設計者および事業主体のメンバー、CABE の担当者／オブザーバーとして、行政庁職員、その他の関係者。

時 間：1件当たりの時間は 1 時間。

会 場：立席で行われ、会場の中心に模型が置かれる。周囲のまちの模型の中に計画地の模型がセットされているのが通常である。周囲の壁に計画、設計図が貼られる。…椅子は何脚か置かれているが皆が座ることはない。1 時間が立って意見交換する限界と思われているのだろう。

資 料：配布される資料は A4 2 枚ほどの CABE 職員が作成したドキュメントのみであり、設計図は配られない。

進行は以下の通りである。

① CABE 職員のドキュメントの説明が行われる。時間は 10 分で、事前の調査結果と当日のテーマがパネルメンバーに説明される。この場に事業者は参加しない。

② 5 分ほどのティープレイクの後、事業者、設計者が入室、計画の説明が 20 分ほど行われるが、説明は模型と壁の図面により行われる。CABE の文書は参考として使われる程度である。

③ その後、あらかじめ決められているパネルのまとめ役が進行し、各パネルメンバーからの質問、意見が出され協議が進む。多様な意見交換が 20 分ほど行われる。オブザーバーの行政職員に確認することもある。

④ 残り 5 分になると、まとめ役がその場の協議結果を総括する。1 時間が経過するとこの日は終了。次回のデザインレビューのテーマが指示されることもある。

⑤ 最終的なデザインレビューの結果は、Letter として CABE の HP に掲載される。1 件についての協議回数は 6、7 回が平均のことと私は聞いた。Letter は、稀に写真が載せられることがあるが、文字のみで図面などはないので、実際には関係者以外には理解しにくいように感じる。設計者の HP を注意深く検索すると図面等を見つけることができる。

デザインレビューの進め方は日本の景観協議（専門家の参加する景観アドバイザーミーティング、デザイン会議など）とはかなり異なるかもしれない。

■協議の性格

CABE はデザインに関するアドバイザーロールである。またデザインレビューには強制力がないが、英国の建築・開発制度は許可制であり、デザインレビューは、日本における事前協議に近いものであると考えて良いと思う。わが国の仕組みを考える上では参考になると思う。

■協議を支えるスタッフが重要

CABE のデザインレビューには、その部門の職員が重要な役割を担っている。彼らは、建築設計や都市デザインの実務経験を持っていて、現地を調査し、都市計画の条件などをパネルのメンバーに示し、また論点等を整理する。

■日本の実情

日本では地方公共団体にデザイン・景観の専門家がいるケースは多くなく、とくに地方都市などでは、ほとんどそういう人材はない。この点が現在の問題である。専門家である景観アドバイザーにもデザインレビューの実行者としての素養が全員にあるとは思えないケースもあり、デザインの質を上げるというような取り組みにつながらない。あえて言えば、デザインガイドラインのチェックリストを埋めることはできても良好な景観や質の高いデザインにつながらない。一方では、設計者サイドも CABE が示している the Built Environment を理解していないため、敷地外のことを考えることができない。

■これからの取り組みについて

これから JIA が CABE のような役割を担っていくのであれば、どういうことを考えるべきなのだろうか。

- ・ CABE の機能である、専門性を持ったスタッフをどう確保できるか。
- ・ CABE のパネルメンバーは名誉職であり、報酬はごくわずかである。エネイブリングには報酬があるので、まずは Enabler を育てることがデザインレビューに近づく方法ではないだろうかと思う。

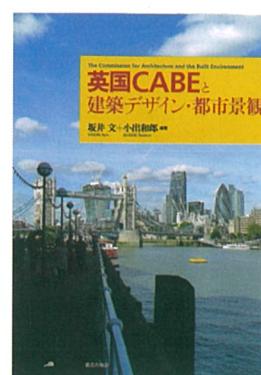
■JIACABE の役割

地方都市、自治体が困っている“専門家の不在”に対して、全国ネットワークを持つ JIA はどう対応できるのか、私はそれほど難しいとも思わない。新たなビジネスという意味ではなく、英国のように、社会に信頼されている Architect の役割として進める必要がある。

デザインレビューを、あるいは英国 CABE そのまま日本にもちこむというのは無理だと思う。しかし、デザインレビューを定着させたいということは同感。あまり焦らないシナリオをイメージして頂きたい。

■最後に

『英国 CABE と建築デザイン・都市景観』を、最近鹿島出版から出版した。この会のメンバーである私と坂井文さんを中心に、究会のメンバーの他多くの人たちの寄稿が載り、CABE の主要メンバーであった Richard Simmons のアドバイスもある。内容は、CABE の背景と役割、創設から現在までの多様な活動、さらにはデザインレビューの実例、が書かれている。日本の事例紹介と今後の日本型デザインレビューの可能性と提言も載せた。詳しくは、ぜひこの本を見ていただけたと幸いである。



日本版CABEを考える

日本版 CABE の萌芽事例

京都市優良デザイン促進制度による デザイン・レビューの実践



門内 輝行

■歴史都市・京都は、20世紀後半の乱開発により美しい景観が次々に失われ、都市の存立基盤さえ揺らぐ重大な危機に直面している。その中で、50年後、100年後の将来を見据えると同時に、「京都創生」にふさわしい景観の保全と創造をめざし、実効ある具体的政策を早急に確立することを目的として、2007年3月に「新景観政策」を制定したのである。

この新景観政策には、思い切った高さ規制、きめ細かいデザイン基準、厳しい屋外広告物規制、眺望景観の創生条例等の画期的な内容が含まれている。デザイン基準としては、屋根の形状・色彩、塔屋等の高さ・位置・規模、外壁の材料・色彩などについて、共通基準と地区別基準を設けており、多くの地区で勾配屋根を義務づけている。これらのデザイン基準については、基準を適用しないことを認定する特例制度が設けられているが、実際には手続きに相当の時間を要することから、結果としてデザイン基準が創造的なデザインを抑制する効果をもたらすことが懸念されている。こうした状況を背景として、建築主や設計者が、市長が委嘱した専門家（「景観アドバイザー」という）からアドバイスを得ることにより、計画地周辺の景観に相応しい、より優良なデザインを実現していくことを支援する制度として、「京都市優良デザイン促進制度」が2011年7月から運営されている。

現在、この制度に基づく景観アドバイザーは2名で、筆者はそのうちの1人である。この制度に基づく相談は個別の建築物等に

即してアドバイスを行うもので、「デザイン・レビュー」の一種とみなすことが可能であり、日本版 CABE の萌芽事例として位置づけることができると思う。

本制度に基づくデザイン・レビューは、新景観政策のもとで定められたデザイン基準との関連を問うもので、デザイン基準に適合しない案件が対象となる。参加者は、相談者（建築主や設計者）、景観アドバイザー、行政の担当者であり、相談及び助言の内容は原則非公開である。相談者からのデザインの内容の説明を受けて、景観問題を中心としながらも、機能・性能、建築・都市空間の構成原理、環境問題、京都（日本）らしさなど、幅広い内容に関する活発な議論が繰り広げられており、参加者が優良なデザインについて共に学び合う場になっている。デザイン基準を杓子定規に適用するのではなく、基準の基本原理にまで遡及し、そこから新たなデザインを創出する可能性を探るようにしておらず、相談者にとっては新たなデザインを考案するヒントが得られ、行政の担当者にとっては、日常の指導業務のための学習の機会になっているのではないかと考える。

制度創設から3年余りが経過し、相談回数が増加してきているが、このことは日本版 CABE の必要性を実証的に示していると言える。今後の課題は、デザイン・レビューの実践を社会的に共有し、建築物等のデザインの質を高めるとともに、デザイン基準の進化に貢献していくことである。



京都市優良デザイン促進制度に基づくデザイン・レビューの実践
(中央：景観アドバイザー、左側：行政の担当者、右側：相談者（建築主や設計者）)
写真提供：京都市都市計画局

特集：「JIA 建築家大会 2014 岡山」報告

シンポジウム

「良質な建築・まちづくりのアドバイス機構をつくるためには？」で浮き彫りになったこと



建築・まちづくり委員会
委員長

連 健夫

「JIA 建築家大会 2014 岡山」大会にて 9 月 25 日、シンポジウム「良質な建築・まちづくりのアドバイス機構をつくるためには？」が行われた。この企画は建築・まちづくり委員会主催で、一昨年の 2012 横浜大会、昨年の 2013 北海道大会の「日本版 CABE を考える」に続くもので、良質な建築・美しい街づくりをするための仕組「建築・アドバイス機構」についてディスカッションするのが目的である。今回は、第一線で活躍する都市計画家、建築三会の会長、前会長を招き、40 人を超える参加者を得て深みのある内容となった。

良質な建築、街づくりの制度、それはすなわち専門家の価値が評価され、登場の機会をつくる制度でもあり、大きく 3 つの方法がある。①建築まちづくり基本法は今の法制度に加えるやり方で、2003 年に神田順氏を中心とする「建築基本法制定準備会」が設けられ活動している。JIA においても「建築基本法特別委員会」が設置され活動中であることを森暢郎委員長から報告がなされた。②として、建築基準法の集団規定を許可申請にする方法があり、これは今の法制度を変えるやり方である。五十嵐敬喜氏等の「都市改革立法チーム」が活動中で、その中心メンバーである野口和雄氏（都市プランナー）から「建築確認から建築許可へ」のプレゼンがなされた。人口減少社会、都市縮小社会に対応した都市法として、基本理念を明確にした上で集団規定を協議調整が可能な許可申請にすべきである、との論である。次に③の方法として日本版 CABE の推進があり、これは現法制度を変えずに挿入可能な方法である。「英国 CABE と建築デザイン・都市景観」（鹿島出版会）の坂井文氏との共著者である小出和郎氏（都市環境研究所）から「日本版 CABE の役割と可能性」のプレゼンがなされた。景観行政において実務家が前面に出る必要性やアドバイス機構における事務機能の大切さを、担い手支援事業などの活動経験から指摘された。上浪寛副会長からは「オリンピック施設計画における建築アドバイス機構」について JIA の活動が紹介された。JIA の立場として、オリンピック施設計画に反対するのではない、他会と共に専門家として課題や問題

点を掘り下すことにより情報公開することを明確にした。

コメンテーターの三井所清典氏（日本建築士会連合会会長）は、行政の信頼を得る上で、普段の地道な活動の大切さと共に、専門家の質という意味で教育の大切さを指摘した。三栖邦博氏（日事連名誉会長）は、目指す目標についての国民的合意が前提となる、目標達成に向けたさらに幅広の戦略的アプローチが必要になる、国民負担の増大とどうバランスさせるかが課題となる、と指摘した。会場から長島孝一氏が、当面は日本版 CABE を推進する方向で良いと思うが最終的には許可制に移行すべきだ、とコメントした。ディスカッションの中で浮き彫りになったのは行政との関係である。上浪氏は都の財務局とのデザインビルドに関する意見交換の中で信頼関係が醸成されたことを紹介した。会場からは、地方の方が行政との関係を作り易いのではないか（森岡氏）など、行政との望ましい関係について話が及んだ。まとめとして芦原会長は、具体的な事例を作っていくことが大切である、併せて萌芽事例を収集すべく 3 会が協力して情報交換をする、オリンピックを契機にアドバイス機構を具現化していく、建築まちづくり基本法の実現に 3 会の協力で推進していく、とまとめた。建築アドバイス機構は地域の実情において様々な形がありうる。全国から会員が集まる大会のシンポジウムであるがゆえに、今回の参加者が感じたものを地域において相応しい形で活動し、推進することが大切であることを、改めて共有することができた。



岡山大会シンポジウムの様子

地域からの実践



JIA 和歌山

森岡 茂夫

■横浜から熊野に U ターンして 1 年が過ぎた。なんと、本州最南端の JIA 会員だそうだ。人口がわずか 3 千人という町で暮らすと、これまで以上に建築家の使命をひしひしと感じる。例えば、横浜にいた頃は遙か遠くに思えた日本版 CABE の実現が、決して夢物語ではないと思えてくる。そう、地方では行政と専門家の距離がとても近い。かつて、長島孝一氏から英国の制度について教示していただいた。その教えを胸に地域で活動を始めている。

■地域からの実践事例

自治体が進めるまちづくりに専門家として関与するにはどうすればいいだろうか？ あいにく、私が住む地方の自治体には建築の専門職がない。だから、日本版 CABE の提言書を持参しても意味はない。まずは、どういう切り口でもいいから行政と JIA が連携するのもひとつの方法だと考えている。幸い、JIA 神奈川代表のときに逗子市の設計者選定に関わることができた。そのことがきっかけになり、今、2 つの自治体と協議が進んでいる。

事例 1：5 月に、JIA 静岡の要請で平井竜一逗子市長と飯田善彦審査委員長と私がパネルディスカッションを行った。事前に、できる限り行政の職員にも参加を呼びかけるように JIA 静岡にお願いした。功を奏して、早速、近隣の自治体から JIA 静岡に連絡があり、今、設計者選定の協議が進んでいる。自治体職員には、先例を示す効果は大きい。

事例 2：JIA 岡山大会の前日、姫路市役所の職員研修会で「美しく豊かな景観を目指して」という講演を行った。職員が逗子市のまちづくりを視察したときに、JIA を紹介されたとのことだった。講演の後、早速連絡があり、専門家を交えた協議会を設置するので今後も協力して欲しいと依頼されている。自治体職員を前に講演したのは初めてだったが、やった甲斐があった。

事例 3：7 月に、奈良県香芝市と広陵町は JIA と防災協定を結んだ。防災を接点にして行政との連携を深めようと近隣の地域会長に呼びかけたところ、JIA 奈良会長がすぐに呼応した結果だ。10 月に広陵町の防災協議会発足式で記念講演を行った。町民はもちろん、町長はじめ議長、議員も

参加した。これからの展開を楽しみにしている。

事例 4：JIA 和歌山はこの春、災害対策委員会を設置した。早速、県や自治体に津波からの逃げ地図や県産材を使った木造仮設住宅などさまざまな提案を行っている。その結果、2 つの自治体と防災協定の話し合いが進んでいる。防災・減災はまちづくりの第一歩だと双方が認識を共有している。先月行われた協議では、空家対策やまちおこしについても話しが進んだ。今後に期待している。

■地域主権のまちづくり法

実は、長島氏からレクチャーを受けた当初から、日本版 CABE は地方の方が実現の可能性が高いだろうと予感していた。もちろん、英国のように国の法定行政機関となるのが理想だが、しかし新たな法を成立させるのは容易いことではない。もっとも、まったく可能性の芽がないわけではない。例えば、民主党が政権をとったときの政策集「INDEX2009」。その中の「人にやさしい地域主権のまちづくり」でこう提言している。“これからは画一的なまちづくりではなく、自治体への大幅な権限と財源の移譲を前提に、それぞれの基礎自治体が街の特性を活かしたまちづくりを推進できるようになります。（中略）現在の法体系を抜本的に見直し、建築基準法を単体規制に特化、大胆な地方分権を前提として都市計画法をあまねくすべての地域を対象とする「まちづくり法」に再編、景観・まちづくりの基本原則を明記した「景観・まちづくり基本法」を制定することなどにより、コミュニティと美しく活気あるまちの再生・保全を図ります。”

民主党が提言する地域主権のまちづくり法が成立すれば、日本版 CABE はぐっと現実味を帯びてくると思うが、如何だろうか。

設計者選定、防災協定、一見日本版 CABE とはまったく無関係だと思うかも知れない。しかし、事例を見ていただければ分かる通り、そこから行政と JIA の連携が始っている。もちろん、それぞれの地域にあった手段はもっとあるはずだ。全国の会員が日本版 CABE を理解し活動を始めることが、本州最南端の地から深く願っている。

自治体行政の現場から



東海大学教授
建築・まちづくり委員会

加藤 仁美

■成熟した市街地では、もはや従来の都市の成長・拡大を前提とした現行の法制度による法的適合性や最低基準のみを遵守する建築・開発の形は、地域環境に種々の軋轢を生みだし立ちいかなくなっている。建築・開発の本来のあり方として、周辺地域の環境や街並みに即した姿を実現するために、これまでと違った法制度やしくみが求められて久しい。その中で、ようやく建築及び開発計画における周辺配慮を行わせるしくみの制度化が、各地のまちづくり条例策定により実現しつつある。

条例手続きの中で、まず必要とされるのは、行政・市民・専門家と事業者間における地域の空間価値の共有であろう。そのために、事業者と相対する場を設け、地域の歴史的文脈や特性をどう読み込んで建築・開発を行おうとしているかを確認し、専門家を中心とした第三者機関（行政の付属機関）で審議するしくみがきわめて重要である。

ここでは、専門家の関与を前提とした体制と建築基準法とまちづくり条例の合わせ技による協議調整システムの利点について、取り上げたい。筆者が経験したまちづくり条例の手続きでは、専門家等の第三者機関による開発事業計画に対する指導内容から、地域特性に即した開発誘導を実現するしくみの効果・機能として、以下の点が確認できる。

1) 事業計画を総合的な視点で調整する機能

事業計画のあるべき空間像について、広域的視点に立った都市マスタープランや景観計画等の行政計画における位置づけと整合性、周辺環境との調和について検討を行うことになり、総合的な視点で評価判断し、調整する契機となる。

2) 開発基準の柔軟な採用や特例許可・認定制度の効果的活用を提案する機能

事業計画には、法令及び開発審査基準への適合が最優先され、法的基準が空間の質をつくり拘束するため、結果的に周辺環境や地域性への配慮に不足を生じる事例も多い。事業計画の地域特性をふまえた空間的水準を確保するため、開発基準を一律に適用するのではなく、場合によって基準の上乗せ又は緩和、あるいは特例許可や認定制度の活用が必要とされるケースもある。協議調整のプロセスを通して、専門的、客観的立場から、これらの方向性を提示・提案する役割を果たすことができる。

3) 制度設計へのフィードバック機能

協議調整の過程では、条例上の開発基準の運用や解釈・根拠について、事業計画の質を高めるという視点から検証する機能が發揮される。専門家主体の第三者機関の審議会等が、事業計画のあり方を検討する中で課題や障害となつた法規制や審査基準等について、隨時建議や付言等を行うことにより、条例の改定等を含む改善を進めていく循環のサイクルが展開していく。

4) 地域の空間像の共有化機能

開発事業の協議調整の手続きフローの中では、専門家を主体とした審議会等の第三者機関が、事業の基本構想段階で、周辺住民の意見・要望も勘案しながら、行政計画による計画地の位置づけ、周辺環境や地域特性に即した計画内容となっているかを客観的総合的に判断し、さらに法規制や開発基準にしばられがちな行政担当者とともに調整していくことが、望ましい事業計画や空間像の共有に繋がっていく。また、これらのプロセスでは、事業計画や土地利用計画等の図面、行政計画との整合性や計画の方針等行政に提出する文書一式、そして条例手続きの一連の経緯が情報公開され、一般市民に対しての透明性を確保することがきわめて重要である。

協議調整の段階で、最初に扱い所となる判断基準は、行政計画（都市マスタープランや景観計画）による位置づけや地域特性にもとづく定性的な基準であろう。しかし、これら行政計画が協議調整の判断基準としての評価基準となりうるためにには、行政計画の内容そのものが、市民参画のもとで民主的に策定されたもので、地域の実情を反映したできるだけ精緻な内容となっていなければならない。本来は、既存の開発基準等に捉われすぎず、定性的な基準を優先、尊重した建築・開発計画が、まず協議調整の土俵にのせられ議論がスタートすることが望ましい。

建築・開発事業をめぐる専門家主体の第三者機関による協議調整プロセスが、市民・行政・事業者による地域の環境特性を配慮した地域空間像の共有化につながり、日本版CABE実現への地道な道筋となっていくことを大いに期待したい。

参考文献) 日本建築学会編：成熟社会における開発・建築規制のあり方・協議調整型ルールの提案、技報堂出版、2013年8月

地域の実状に合った 日本版 CAFE の全国展開



全国まちづくり会議
議長

連 健夫

6月10日、第一回 JIA 全国まちづくり会議が開かれた。これは、良質な建築、美しい街づくりを作るための仕組づくりとしての日本版 CAFE 活動を、地域の実情に合わせ全国展開にすべく開かれた全国会議である。委員は、各支部から推举され理事会承認された会員で各地域でまちづくり活動に関わっている。WEB 会議でコミュニケーションにまどろっこしい点があったが、趣旨の共有や情報交換を行うことができた。

■ JIA における「良質な建築、美しいまちづくりの制度づくり」：3つの方向性として①JIA 建築基本法特別委員会（森委員長）の活動、②建築基準法の集団規定を許可申請にする五十嵐敬喜氏グループの活動との情報交換、

③JIA 建築まちづくり委員会と都市まちづくり委員会における日本版 CAFE 研究と推進について概説した。

■日本版 CAFE の考え方と役割：英国における CAFE の仕組みと特質を理解した上で、日本の実情にあった活動として大きく3点をあげることができる。①まちづくり協議会を支援し協議調整の場を作り建築家が関わる。

②景観審議会や都市計画審議会の事前調整に建築家が関わる。③行政の建築計画や設計者選定にアドバイスをする（コンペ支援、デザインレビュー）である。これに併せて、日本版 CAFE を推進すべく広報活動や、デザインレビューに適した人材のための教育活動も必要であるとの説明をした。

■各支部のまちづくり活動報告：各支部の特徴が感じられると共に興味深い点が表出した。日本版 CAFE の活動の基本は、行政と信頼関係を構築することが基本となる。その方法として、近畿支部（荒木委員）の和歌山県印南町、美浜町、奈良県香芝市、広陵町で、「災害時の活動に関する協定書」を作った事例である。それを手掛かりに、防災マップや事前復興まちづくりなどの活動を通して信頼関係を構築し、日本版 CAFE の活動を推進していくというプロセスである。先進事例として中国支部（山田委員）の「広島県との魅力ある建築物の創造に向けた連携協定」や JIA 神奈川地域会の「横浜市との包括連携協定」など

があり、それに至る前段階における行政との関係づくりが事例として注目された。ディスカッションを通して「良質な建築、美しいまちづくり」という定性的判断基準を制度の中に取り入れるには協議調整の場をつくることが大切という点が共有できた。日本の確認制度の中にそれをどのように入れ込んでいくか、まちづくり協議会の中でどのようにその場を作っていくかという方法についても意見交換ができた。協議調整の場を用意することは結果として建築家という専門家が登場する機会が増えることになる。すなわち専門家が重用される仕組み作りに繋がるところがポイントであろう。

整理できたことは、会員個人のまちづくり活動では果たせない部分を JIA という組織が下支えするというのが大切であるという共通認識である。会員個人の地道な活動が信頼を得て地域のまちづくりに寄与する、それが結果として行政との信頼関係をつくる。そこから日本版 CAFE の活動を推進していくストーリーと共に、その個人の活動を公益社団法人 JIA が支える仕組みを作っていく必要があるという点である。日本版 CAFE の活動は地域の実情によって様々なやり方があり、地方のほうがむしろ行政と良好な関係を作りやすい状況にある。全国会議などの機会に各支部地域会のそれぞれの活動について情報交換をする中で学び合い、知恵を出し合うことにより、有効な手法を得て、地域の実状に沿った日本版 CAFE が推進されるのであろう。



WEB による全国まちづくり会議、亀井委員（左）、筆者（右）



首都大学東京大学院
都市システム科学域
准教授

市古 太郎

寄り添うプランニングと 「事前復興まちづくり」の方法論

■ 事前復興まちづくりとは？

8/4 に関東甲信越支部建築・まちづくり委員会で「事前復興まちづくりの実践と有効性」として話をする機会をいただきました。事前復興まちづくりは、阪神・淡路大震災からの都市復興を共時的にとらえ、阪神・淡路から東京はいかに学ぶか、主として都市計画・まちづくりの専門家が組み立てていった方法論です（※1）。当初は東京都が都市復興マニュアル（1997年）等としてとりまとめ、東京都は復興を「震災によって大きな変容を迫られた社会の中で、被災者が生活の変化にうまく適応するための営み」と位置づけ、時限的市街地や地域協働復興といった復興まちづくりの方法概念を提起しました。このような動きを受け、区役所とまちづくりプランナーが連携して「震災復興まちづくり訓練」を2001年から実施し、2015年3月末で都内40地区以上に広がっています。

事前復興まちづくりは「リジリエントなコミュニティをつくる営み」と表現できます（※2）。4回程度の連続ワークショップを通して、大災害の直接被害に加えて、生活が元に戻るまでの災害像を地域特性に応じて共有し、その間の時限的な生活空間について検討し（時限的市街地デザインワーク）、避難生活期以降の復興の体制と手順をとりまとめ、ワークショップ用に事務局が作成した被害シナリオを元に復興まちづくり方針を検討し、これらワークショップ成果を災害準備策である地域の防災訓練に組み込む、大きく言ふと、そういった成果が得られています。「大きく言ふ」と述べましたが、実際には被害像、地域の復興主体や復興資源は異なるものであり、ワークショップ（復興まちづくり訓練）のテーマと手法は地域によってカスタマイズされ、40地区強のそれぞれで、個性ある成果が生まれていることも重要な点です。

■ 三陸集落復興で生まれている「寄り添うプランニング」

阪神・淡路から何を学ぶのか、そこに事前復興まちづくりの立脚点があると述べました。そうであるがゆえに、現在進行形である東日本大震災の復旧復興から何を学ぶのか、大事な視点になってきます。

私は事前復興まちづくりの運動にとって、東日本大震災の復興から引き出される1つの教訓に、三陸沿岸集落

で生まれつつある「寄り添うプランニング」という方法論があるように思います。それは一言で言えば「自分たちのことを自分たちで決める、そのお手伝い、実現に向けた支援も含めて」であり、説明会による公的な住宅再建支援策を元に受動的、個人・世帯のみが背負う問題として住宅再建をとらえるのではなく、再建策の長所短所を丁寧に示し、決断までの葛藤のプロセスに付き合い、元の集落に加え、避難所等で培われた住民間の関係性に基きながら、主体的に住宅再建を判断し、新しいコミュニティを育てていく、そんなサポートを担う専門家チームが生まれているように思います。たとえば気仙沼階上地区では、地域保健・建築家・まちづくりの専門家がチームとなり、防災集団移転による住まい再建勉強会を重ね、市役所からの説明を図面やチャートにし、敷地と住まいの模型を用いて家づくり・コミュニティづくりを検討してきました。

■ 未被災地「東京」での取り組みへの補助線

8/4 のセミナーでは、以上のようなプレゼンをした上で、建築という職能を元に、災害にどう向き合うか、未被災地東京でのアプローチについて意見をいただきました。1点目に時限的市街地デザインワークなどラフスケッチレベルに留まっており、より具体的なデザインに踏み込んでいく必要があること、2点目に建築家のみでチームを組むのではなく、地域保健、不動産、ソーシャルワークといった専門家とのチーム編成は住民側ニーズに応え信頼関係をつくっていく上で肝要であること、3点目に発災後に行政側の余裕がなくなるのは明らかであるからこそ、事前段階での生活とまちの再建に関するワークショップの場を建築家としても戦略的に位置づけたい、これら3点は印象に残っています。事前復興まちづくりに関わる人間として、今後のJIAメンバーとのコラボレーションに向けて大変に刺激と手応えを感じました。

参考文献

- ※1 市古太郎（2013）プランニング・インフラの再構築を、
都市計画家 Planners, No.79, PP.10-11
- ※2 市古太郎（2014）東京の事前復興まちづくりの系譜と
成果、防災 12月号、東京連合防火協会、2014/12月

我が国の景観事前協議 (デザインレビュー)制度の現状



工学院大学名誉教授
倉田直道

日本版CABEの議論において、活動の3つの柱として、デザインレビュー、まちづくり協議会の支援、コンペやプロポーザルの支援を挙げている。我が国においては1980年代から自治体の条例に基づく景観事前協議が行われており、2005年の景観法の施行により景観事前協議制度を導入する自治体も増えてきている。景観事前協議は、実態は別として、制度としては海外で行われているデザインレビューに近いものである。そこで、我が国のデザインレビューに対する理解を深めるために、景観法および条例の下で行われている景観事前協議制度の現状を概括したい。

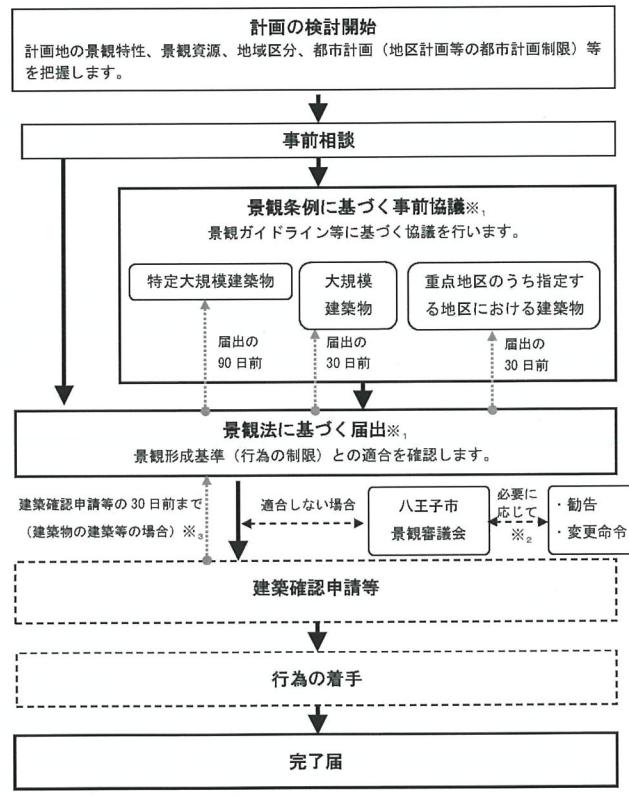
我が国では、景観法に基づき、これまで(2015年9月現在)に673団体が景観行政団体となり、そのうち492団体が景観計画を策定し、景観の保全、誘導の対象となる区域や、一定の行為に対する届出・勧告の基準等を定めている。景観法に基づく条例(委任条例)により求められる手続きは、ある規模以上の建築物が景観形成基準に適合しているかどうかを確認するための届出であるが、多くの自治体では、景観法に基づく委任条例に加えて自主条例を定め、景観法に基づく届出の前に、景観計画、景観形成基準、景観ガイドライン等に基づく事前協議(デザインレビュー)を行っている。

この事前協議は、自治体の景観担当窓口で行っている場合(川崎市など)、景観担当窓口+景観アドバイザーで行っている場合(新宿区、港区など)、景観担当窓口+自主条例に基づく景観審議会の下に設けられた専門部会によって行っている場合(足立区など)、さらに景観担当窓口+景観アドバイザー+景観審議会専門部会で行っている場合(八王子市など)などがある。これら事前協議は、基本的に民間の建築行為を対象とし、景観法に基づく届出の前に行っている。公共施設については、景観法では届出に代わり通知を必要としているが、事前協議の対象としている自治体は少ない。

事前協議の実施体制としては、自治体の景観担当窓口が行っているケースが圧倒的に多いと推察されるが、景観アドバイザー制度を導入しているケースは、かなりの頻度で事前協議を実施している。景観アドバイザーとし

ては、都市デザイン、景観まちづくり、建築設計、色彩、造園などのさまざまな分野の専門家が、自治体の委嘱を受けてその任に当たり、自治体の景観担当窓口に対するアドバイスだけでなく、直接事業者や事業者から業務委託された設計者との協議も行っている。景観審議会の下に設けられた部会の構成メンバーも同様であるが、市民代表のメンバーが入っていることもある。

事前協議の内容は、景観形成基準との適合を判断するネガティブチェックに止まっているものから、より良い景観形成に向けて誘導を図っているものまで、自治体によりかなり幅があり、これもどの程度専門家が事前協議に関与しているかにもよるよう思われる。その意味で、事前協議の質を決めているのは、そこに関わる専門家の質にもよるよう思う。こうした現状を踏まえた、現実的な日本版CABEの議論が必要であろう。



※、案件によっては、八王子市景観条例の規定に基づき、八王子市景観審議会、景観アドバイザーの意見を聞くことがあります。

コンペ・プロポーザル方式による 選定業務を JIA は支援します



建築・まちづくり委員
後藤克史

本コラムのタイトルは、JIAまちづくり会議作成の自治体支援のためのリーフレットの表題である。英国のCABE(Commission for Architecture and Built Environment)では、エネイブリング(Enabling)セクションが自治体のコンペ開催や建築家選定等の支援をしており、コンペ・プロポーザルの支援は日本においても受け入れやすい仕組みと考えられる。建築・まちづくり委員会がワーキンググループとなり、全国まちづくり会議、フェローシップ委員会の協力を得て作成した。コンペ支援の経験があるJIA会員へのヒアリングをはじめ、JIA金沢大会での全国まちづくり会議、各支部との議論における利用目的および今後のJIAが自治体と協同していくための示唆は、当リーフレットの内容に反映している。

■地域性を取り入れる

全国まちづくり会議でCABE的(専門家の第三者性を
公益のために有効活用する)な萌芽事例を共有する中で、
地域性の存在が明確になった。専門家と地方自治体との
関係は地域が抱える問題と同様にさまざまであり、お互い
がコミュニケーションを取ることにより創造的関係
を築くためのツールとして利用できることが、当リーフ
レット作成の趣旨である。1年間を試行期間とし、各支
部地域の意見をもとに地域ごとの特徴を反映させたコン
ペ・プロポーザル支援の仕組みを目指している。

■リーフレットの概要

1. 公共資産と第三者性

発注方式が多様になる中、公共建築においては設計と施工の分離発注が基本であり、コンペ方式、プロポーザル方式は受益者である地域住民に対して公共資産の質を担保する適切な方法である。そのためにはコンペ・プロポーザルでは独立性と公平性が必須であり、JIAは公益社団法人として第三者的立場での支援が可能である。

2. コンペ・プロポーザルの基本事項

基本事項を1.応募要項、2.審査・審査員、3.運営、4.住民参加の4項目とした。中には克服すべき課題もある。参

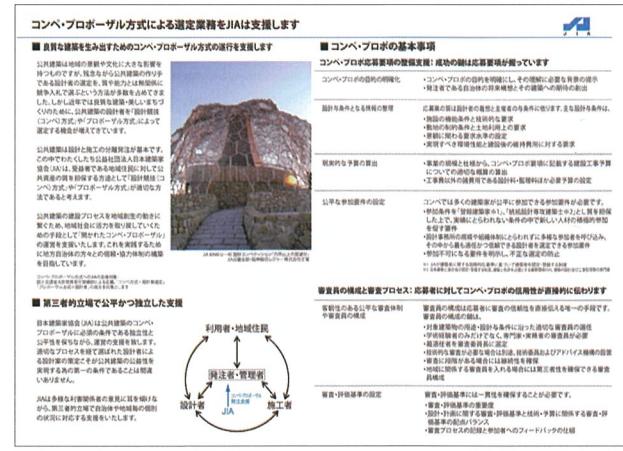
加要件を登録建築家とするなど、実績によらない公平な要件とし、若手建築家の参加を促すことは狙いの一つである。審査員の構成は設計者が参加を決める直接的要因であり、審査方法の客観性と合わせて信用性を保つ唯一の方法である。日本版CABEを考える上では住民参加は大切であり、地域性を反映させるためにも各支部地域会の事例をもとに支援の一環としてその仕組みづくりが重要である。さらに、コンペ後の協議調整の場やデザインレビュー、審査員による継続的なサポートは、コンペ・プロポーザルを補完する仕組みの一つになると捉えている。

3. JIAの支援・報酬

〈専門家の活躍の場を広げる〉

支援に応じてJIAに対する報酬が必要であることを明記している。しかし、過去の事例では、支援はJIA会員個人の資質や奉仕の精神などによるところがあった。今後も良質な建築・まちづくりの制度を考える上で、専門家の価値が市民、行政に評価され活躍の機会をつくることを、専門家の資質の向上と共にその対価としての報酬を考えていかなければならない。

当リーフレットはツールでありプラットフォームである。建築・まちづくり委員会では日本版CABE(良質な建築・美しいまちづくりの仕組みづくり)につながる萌芽事例と関連のあるご意見を求めている。



目黒区景観計画に基づく 「景観アドバイザー会議」の報告



JIA 目黒地域会・顧問
棚橋廣夫

■JIA目黒 第5回「街かどトーク」

JIA目黒地域会の連続講座「街かどトーク」を、去る6月1日、建築家会館1階大ホールにて開催した。今回は青木英二目黒区長をお招きし、「青木区長が語る目黒の街づくり」と題してお話をうかがった。区長からは、①安全安心の街づくり②人口減による区民の区施設の負担増を抑え、施設の複合化による効率化③17%の現緑被率を20%に④建築四団体と防災協定の締結⑤景観アドバイザー会議と景観大賞についてご説明いただき、会場からの質疑応答も行われた。当日は景観アドバイザー制度に係る区担当者も出席され事例の紹介などもあった。また、建築街づくり委員会のむらじ会長より日本版CABEのお話をいただいた。私は昨年より目黒区景観アドバイザー委員に任命されているので、



区政を語る青木区長（右）

その役割と行政における位置づけを以下に紹介する。

■目黒区に於ける「景観アドバイザー」の役割と 日本版CABEについて

目黒区景観計画に基づく届出の流れを図1に示す。申請対象は区が制定した3つの景観軸特定区域と2つの景観街づくり特定区域に於ける大規模指定建築物(5,000m²以上)および特定大規模指定建築物(10,000m²以上)の事前協議である。景観アドバイザーの構成(図2)は3名で実務経験の豊富な専門家が具体的なアドバイスを行っており、CABEのデザイン・レビューに相当する。アドバイザーは会議当日申請現地に赴き、区担当者から内容説明を聞く。事前協議のプレゼンテーションには必ず事業者と設計担当者が出席し、区の説明に続き設計担当者より計画内容の説明が行われる。最後に3名の景観アドバイザーよりそれぞれの問題点や改良点のアドバイスがあり協議が行われる。本来、会議では環境と景観に係る助言が対象であるが事業主の考えを聞くこともあり、また計画内容に立ち入ることもある。特定大規模指定建築物の場合は通常1回の事前協議の義務付けに対して、任意の事前協議を複数回設け、アドバイスを計画段階で反映できるようにしている。また、国や自治体の区内計画にも申請義務はないが極力事前協議への協力を仰ぐ方針であり、CABEのイネーブルに相当する。アドバイスは色彩などの景観基準以外、強制力はないものの設計者から施主に説得しづらい点も第三者のアドバイスとして事業者の耳に届くこともあり、この制度の意義ある点で

もある。また、実施に際して景観アドバイザーの意見がどのように反映されたかをトレースし報告を行ってきており、ある程度の成果が生まれ出されていることが確認されている。

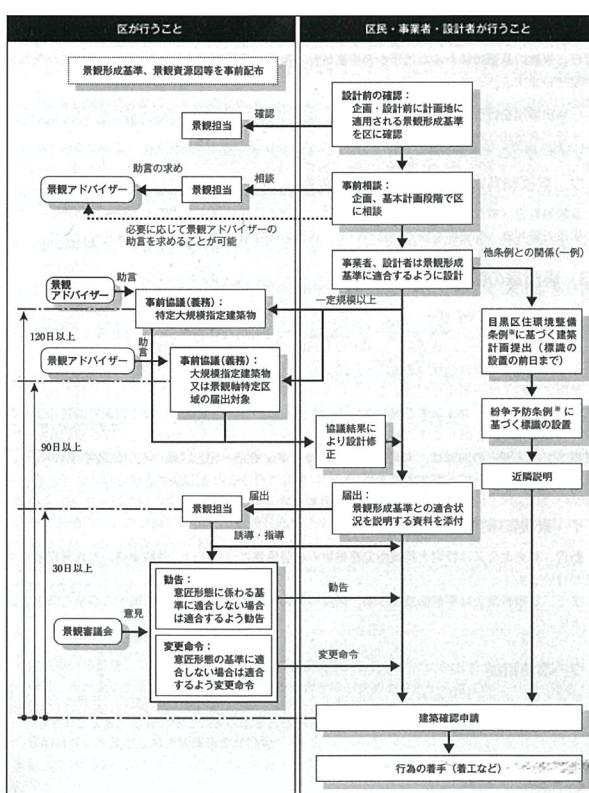


図1 景観計画に基づく届出の流れ

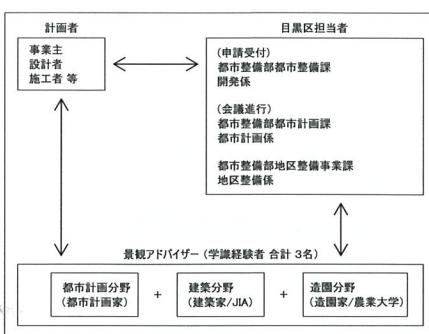


図2 アドバイザー会議の構成

建築界からの提言 「東京構想 POST 2020」について



建築・まちづくり委員
黒木正郎

本年9月末に、「建築界からの提言『東京構想 POST 2020』より安全で楽しい東京へ」という題の小冊子が発行されています。発行は東京三会建築会議、そのレガシー委員会が編者となっています。筆者はその主査を務めしたことから本件の紹介をさせていただきます。

東京三会建築会議とは、(一社)東京建築士会・(一社)東京都建築士事務所協会・(公社)日本建築家協会関東甲信越支部の建築三団体が職能団体としての意見をまとめるための会議体です。行政当局との意見交換に際して3団体がまとめた意見や要望を出すことによって当局からも一定の信頼を得られることから、三会での意見交換会議を定期的に開催するようになったものです。

この三会でPOST 2020のレガシーを議論することになったのは2015年7月でした。三会から募った委員に外部の論者を加えた「レガシー委員会」を発足させ、1年にわたり議論を重ねてきました。議論の当初から建築界からレガシーとして提案すべきは建築物や記念物ではなくこと、われわれがなすべき仕事は構造物の建設ではなく社会構造の転換、社会運動ではなく人々の自己運動に繋がる活動ではないか、ということが語されました。

それはどういうものなのか。ストック活用とか観光振興の対応などは思いつきますが、それでは建築の専門家があえて言う必然性に繋がりません。「誰もが必要と思っていたのに、どの専門家の仕事も行き届いていなくて今後さらに必要になるであろうことを、ほかの分野に先んじて建築界がやっていく、というもののが何か」「レガシーを語る前に、20世紀から持ち越してまだ解決していない問題があるのではないか」。それらの議論を通じて到達したのが、東京に蓄積されたストックを活用して観光としての魅力を持たせると同時に、自然災害の脅威を克服した都市をつくる、ということが21世紀のオリンピックのレガシーであり、その目標に到達するための活動を建築の専門家が担います、という宣言をすることであるという結論に至りました。

本冊子では最初に「スタートを切る」で目標設定を述べたあと、「まちをみなおす」で東京の都市構造を魅力が集

積した中心のコア・エリアと、それを取りまく木密ベルト地帯と湾岸エリアというリング状としています。木密の危険除去については、これまでの70年間にわたる道路建設と耐火建築物化の限界を正視して、より効率的な延焼防止計画を立てることを提言しています。

次の「ものをいかす」の章では、ストック活用を通じた観光や地域活性化の活動について、建築家たちの仕事事例を紹介してその展開の可能性を論じています。また、空き家を観光振興と災害対策の両方に生かすための地域の資産として活用する方法を述べ、その実働を建築専門家が担うことを宣言しています。「ひとをつかう」の章では具体的な活動領域として「コミュニティ」「事前復興」「都市観光」「ライフサイクル」というキーワードを通じて既往の設計監理から近接領域へ職能を発展させる意欲を述べています。

「しきみをつくる」の章では、前章までの目標を実現し、そのために専門家を活用するための制度提案をしています。建築まちづくりへの公益的アドバイスシステムとしての日本版CABEについて述べたあと、住宅の質の向上やコンペ支援システム、また建築ストックを活用するための建築規制の転換についての提案をしています。最後の「バトンをわたす」の章は20世紀の課題を解決した上で22世紀に渡すことが21世紀の建築専門家の使命であるとして、私たちの公益的役務が抛って立つ場所をもう一度見つめなおすよう促しています。

この小冊子の議論をする中で頻出した単語は「建築家の公益的役務」というものでしたが、これを実践する上で障害となるのが一般社会からの建築家の見え方です。なすべき仕事をしたいと考えて地域との関係を作ろうとしても、「仕事が欲しくて来ている」と、はじめから先入観を持たれて接触されるという体験が誰しもあるのではないでしょうか。そういう残念な現象が起きないために、明らかに公的な役として参加し意見を述べていることが見えるしきみについて、その存在の必然性を論理化することが今回の提言にぜひ盛り込みたかったことでもあります。

関東甲信越支部のHPで小冊子本文を見るできます。忌憚なくご意見いただければ幸いです。

仕組みづくりの重要性

JIA 建築家大会 2016 大阪、フォーラム

「ストック活用を環境・保存・災害・まちづくりの視点」を通して



JIA まちづくり会議
議長
連 健夫

JIA建築家大会2016大阪で、10月28日、「ストック活用を環境・保存・災害・まちづくりの視点で考える」フォーラムが100名を超える参加者の中で行われた。このフォーラムは環境会議、保存再生会議、災害対策会議、まちづくり会議のJIA 4会議合同主催の分野横断的企画である。つまり、ストックをテーマにして4つの視点で掘りさげる意図である。日本のストックの都市問題として「個人のストックが社会のストックになっていない」状況があり、これを解決するアイデアが求められている。

環境の視点から井口直巳氏は「サステナブルをエネルギー以外でも考えよう」として、古材利用や病院建替の事例を紹介しながら、ストックを活用するためには、建築への愛着、機能の維持、社会コスト、という3つのハードルがあると説明された。近角真一氏は「ストックの視点から見た環境建築」として、リユースやリサイクルによりCO₂の排出を減らすことができること、建築の長寿命化が地球環境に優しいことが説明された。保存再生から篠田義男氏は「JIA保存再生活動・全国での連携」として、文化財ドクターの建築遺産という価値あるストックを残す活動、専門家養成の仕組みである修復塾の内容と共に、建築学会や建築士会など他団体との協働の大切さを指摘した。氏家清一氏は「文化財ドクター派遣・その後の展開」として、ドクター派遣の具体的プロセスとフォローアップ調査から、くりはら田園鉄道公園における資料館の設計に繋がっている事例を紹介された。災害から水野宏氏は「災害のためのストック、災害からのストック活用」として、熊本地震の経験から人材、仮設住宅、避難所のストック活用という視点の大切さ、課題として現状の補助金制度が修復ではなく解体行為にすぐに結びついてしまう問題を指摘した。佐々木文彦氏は「地域復興の中の古民家の再生と活用について(宮城での事例)」として、日本民家再生協会における民家バンクの仕組みと事例を紹介された。この仕組みの中で民家を利用したい人と民家を利用してほしい人を繋げており、そこに建築家が関わり修復や改修をしているところがポイントであると説明された。まちづくりから黒木正郎氏は

「木密地域におけるストック活用を考える」として、東京三会建築会議で作った小冊子『東京構想POST2020』を用いて、東京の都市的特徴と共に、既存木密住宅を災害時には仮設住宅、平常時は民泊施設などに利用する提案を説明した。筆者からは「ストック活用における日本版CABEの可能性」として、英国のCABE(建築まちづくり機構)という、良質や美しいという定性的判断を取り入れる仕組みを紹介すると共に、日本でのCABE的活動として、赤坂通りまちづくりの会の事例を通して協議調整の機会を作ることの大切さを指摘した。

ディスカッションでは、これら4つの分野横断的視点でストック活用の課題が話された。この中でストック活用は誰でも必要と考えているが、それをドライブするためには仕組みづくりが大切であること、この仕組みをつくるためには、外から建築家がどのように見えているかということを意識する必要があること、仕組みづくりのために他会との協働が有効であること、仕組みの中で適切な報酬を生み出すことなどが挙げられた。コメントとして、六鹿正治会長が、「ストック活用はハードな建物のみならず、人や文化、歴史を含めたトータルな意味で既存の良さを活かしていく姿勢が大切であり、それには総合的な能力が必要で、これこそ建築家がやるべきものである。市民参加の街づくりや再開発においても総合的能力が問われる状況で、今後ますます建築家という職能が求められる世の中になる。そのためにはオープンな気持ちで自己研鑽をする必要がある」と締めくくった。



「ストック活用を環境・保存・災害・まちづくりの視点で考える」フォーラムの様子

地域に根差した建築家の活動

～こども目線のまちづくり活動

JIA 神奈川と藤沢市との
「建築物の耐震改修の促進及び災害時の協力に係る連携協定」



神奈川地域会
三原栄一

歴代JIA神奈川代表が中心となり、横浜市や神奈川県との地道な繋がりを土台にして、現飯田善彦代表の実行力と推進力をもって、2014年に横浜市とJIA単独で、まちづくり・建築分野の包括連携協定が締結されました。

一方1997年、湘南在住の建築家5人がコアとなり、藤沢市内で行政、議会、学生、市民有志が結集し「ふじさわこどもまちづくり会議実行委員会」を立ち上げ、今日まで継続しています。

このボランティア事業は今年で満20年を迎え、三代にわたる藤沢市長に見守られており、行政・議会・教育委員会、そして何と言っても市民に親しまれる活動となっています。この実績があつてこそ、今回藤沢市との連携協定締結に至っているのです。

目的

こどもたちの感性のすばらしさと集中力のたくましさを地域教育の中で育み、こどもたちが大人になった時に、自分のまちを自慢でき、愛着をもってもらうきっかけをつくることが目的です。そして、他の小学校や学年の違う子たちと一緒に、学生・社会人スタッフと協力しながら一つのまちをつくり上げる達成感と喜びを感じてもらうことで、まちづくりの基本である人との関わりを学んでもらうこと、この活動の特徴です。

具体的な内容

この活動は1998年の第1回大庭地区から始まり、毎年1回(第12回・13回は同年春秋2回)秋の週末2日間、藤沢市内13地区を毎年替えて開催し、昨秋第20回鵠沼地区記念大会を開催しました。参加者は、昨年度より参加人数を増員して、藤沢市内在住の小学生50名が対象です。スタッフはコアの社会人20人程度に、開催地区的市民ボランティアと学生30数名からなります。

1日目にこどもたちがスタッフとともに開催地区を散策して「現在」を知り、地域を熟知する方にそのまちの歴史について講義していただき、その資料を通じて「過去」を学びます。その上で、こどもたちが自分のお父さん、お母さんの年齢になった時、そのまちがどんなまちに変わっていたら良いかを話し合い、一つの結論を決定します。

その会議決定に従った30年後の「未来」のまちを、1日目後半から2日目に掛けて制作します(1/500の都市計画模型)。

話をJIA神奈川に戻します。

次なる提携先として、2015年飯田代表から私に湘南エリアの行政に絞られてのご相談があり、それならば湘南のへそである藤沢市が、上記活動を通じて行政との風通しもよく最適ではと答申し、同年2月6日に鈴木恒夫藤沢市長との面談が実現しました。

しかしながら、横浜市と異なり当会と藤沢市の繋がりが全く無かつたため、古くから藤沢市と提携のある神奈川建築士会や神奈川県建築士事務所協会を含めた三会と藤沢市との連携協定を2年の長きにわたり調整を行い、2017年2月15日に「建築物の耐震改修の促進及び災害時の協力に係る連携協定」を締結しました。

単独ではなく三会との連携、かつ耐震改修と防災についてのみという点で横浜市より窮屈ではありますが、今後横浜市のような包括連携協定へと進めていきたいと、藤沢市行政担当者とも継続して協議しています。

いずれにしても、JIAがこれまで関わっていなかった地方行政との大きな一步であると考えています。ゼロから1が最も難しいことはすべての活動で共通した常識です。横浜市との一步無くして藤沢市との連携協定はありませんが、この二つの協定を機に、JIA神奈川では、第三、第四の自治体との連携を結んでいきたいと考えています。



藤沢市との調印式(2017年2月15日)

中野区役所・サンプラザ地区 再整備事業に対する JIA 中野地域会の取り組み



建築・まちづくり委員会
白江龍三

■サンプラザを解体、大型アリーナ(1万人想定)を計画

中野区では、中野駅前にある区役所とサンプラザの敷地を一体化して、高層ビルと大型のホールなどを作る再開発計画を進めている。景観的シンボルが少ない中野区にとって、中野駅前の一等地を大きく占有するこの計画は、今後100年以上にわたって中野のイメージを決める重要な計画だ。

中野サンプラザは故林昌二氏の作品であり、JIAは2014年8月に「中野サンプラザ活用に関する要望書」を中野区長宛に提出し、活用を促していた。しかし残念ながら2016年5月にサンプラザの保存はできないことが決まった。この際、中野地域会ではその後の対応について議論した。選択肢は2つで、ひとつはさらに保存の提案を継続するもの、もうひとつは行政が進める計画により良くするための提案を行うことであった。協議の結果、行政が進める計画を改良する方向で関わることによって、JIAの存在意義を知ってもらおうということになった。

■「事業協力者」に依存する計画推進

区役所・サンプラザ地区再整備事業は、2011年に策定された「区役所・中野サンプラザ地区整備の基本的方向」によって概念的要求が整理されている。ここには、サブカルチャーの拠点としての価値や駅周辺の回遊性など主要な課題が記載され、中野の特性をよくとらえた基本方針になっている。その後現在までに2段階で事業協力者が公募され、最終的に選定された提案が最新の計画である。しかしこれはあくまでも区としての正式な施設計画案ではなく、事業協力者の提案という位置付けである。



最新の計画に添付された駅前開発のイメージ図(図版は中野区HPより「野村不動産グループのイメージ図」)

今年度以降に「再整備事業計画」などを策定し、具体的な施設計画は、別途公募による民間参画事業者によって進められることになっている。しかし実際には、現在の事業協力者との作業をもと

に都市計画決定を先行させるスケジュールとなっており、現在の体制での検討が、計画の根幹を決める可能性がある。

公募で選ばれた事業パートナーは野村不動産グループであり、提案内容を見ると、項目立ては全体に網羅的で、地球環境問題対応が手薄なことを除けば、概ね妥当な検討項目が記載されている。しかし添付されたイメージ図は既視感が強いもので、サブカルチャーの拠点として世界に知られた中野の未来を牽引できるように思えない。

■JIAの陳情が採択される

これを受けて中野地域会では、中野区の担当者と面談し、現行の計画案は技術や短期的な経済原理には整合していると思われるものの、文化的要素が弱い旨を表明して意見交換を行い、大いに共感を得た。さらに本年3月には、区長および区議会議長に対して問題点を指摘して計画を補強するための要望書と陳情書を提出了。JIAのこの陳情は多くの賛同を得て採択された。この採択に先立って、全政党会派等に説明に回ったが、この際さまざまな議員と意見交換ができる、信頼関係が醸成できたよう思う。

■団体間の垣根を越えて

その後の活動を進める中で、「JIA単独ではなく、他団体を含めた建築関係専門家の総意として提案がなされると受け入れやすい」との意見があり、以前からイベント共催等で関係があった建築士事務所協会に協力を求めた。建築士事務所協会は快くこれを受けてくださり、現在は建築士事務所協会から、JIAと連携した動きとして、地域の建築・まちづくり専門家と行政・計画参画者が意見交換できる協議会の創設を要望する陳情が出されている。

新国立競技場や豊洲市場などの経過が影響していると思われるが、行政の中で大型建設案件に対して専門家の意見を求める機運が高まっている。中野区の区役所・サンプラザ地区再整備事業はまだ構想段階であるが、各段階ごとに後戻りできない重要な問題が決まるので、機会をとらえて提案を行っていきたいと考えている。このような積み重ねの中で、日本版CABEの原形のようなものが見えてくるものと期待している。

「きた住まいのヴィレッジ」

JIA 北海道支部による、
行政との協働による地域住宅づくりの取り組み



照井康穂
北海道支部
副支部長



山本亜耕
きた住まいのヴィ
レッジ検討委員会
委員長



小倉寛征
きた住まいのヴィ
レッジ検討委員会
委員長



左：基本設計完了時のイメージパース
右上：模型（武部建設+アトリエ momo）
右下：敷地模型を利用した定例会の様子



「きた住まいのヴィレッジ」とは

札幌や千歳空港から車で40分の田園都市、南幌町における新たなライフスタイルを提案するモデルヴィレッジ(住宅展示場)です。特徴としては、①北海道から委託を受けたJIA北海道支部が中心となり企画、コンセプトの作成を行ったこと、②モデルハウス建設事業者は建築家と地域工務店の協働チームであること、③北海道と南幌町、北海道住宅供給公社、6組の事業者、さらにオブザーバーとして北方建築総合研究所、北海道ビルダーズ協会、アドバイザーとして北海道支部が連携を取り、ヴィレッジの実現をサポートしていることなどが挙げられます。

モデルハウスは、半年間の公開後に販売を予定しています。現在(2017年11月)、着工に向けて6組の建築家と工務店が設計を進めています。途中経過を持ち寄った定例会では、コーディネーターの照井副支部長を中心に、模型を並べ、各住戸の計画だけではなく隣接する建物との関係性や外構などの検討も重ねています。

「きた住まいのヴィレッジ」の背景

北海道では近年、大手ハウスメーカー(HM)の進出が続々、地域工務店の存続が危惧されています。積雪寒冷地の技術が広く普及していく中で、HMと地域工務店の差別化が難しくなったことが一因です。これから地域工務店は、技術だけではなく、北海道独自のデザインやライフスタイルと技術が融合した住まいの提案が求められています。

一方、北海道は2年前から推進している「きた住まいの」^{※1}普及への効果的なPR方法を検討中であり、北海道住宅供給公社は宅地の販売不振を抱え、既存の方法にとらわれない販売戦略を模索していました。また、人

口減少や高齢化が進む南幌町でも、効力のある移住定住促進策が求められていました。そのような中、北海道、北海道住宅供給公社、南幌町より北海道支部に「きた住まいのヴィレッジ」への協力要請があり事業が始動しました。JIAに期待されたことは主に、課題を解決する企画力、事業者としての行動力、消費者への訴求力でした。

「きた住まいのヴィレッジ」の概要

そこで、長年、北海道の住宅産業を主導してきた積雪寒冷地の住宅技術に加え、空間や生活の質と快適さを両立できるコンセプトとして、「クオリティーファースト」を提案。「小さく豊かに暮らす・まちの魅力をみんなで育む・長くていねいに暮らす」を具体的方針とし、主な設計ルールを下記のように決めました。

- ・敷地を千鳥模様に販売し、空地を有効活用
- ・テラスや車庫を設置し、外構を一体的にデザイン
- ・約100坪の敷地にできるだけコンパクトな住宅
- ・季節に応じて内外を柔軟に活用できるプラン
- ・基本性能に北方型住宅ECO、長期優良住宅の取得
- ・構造や仕上げへの地域材活用、薪ストーブの設置
- また、補助金や助成金(子育て世代住宅建築助成金)を活用して事業性の確保を図っています。

現在までの成果と今後の課題

関係者にJIAの理念や能力を理解していただく良い機会となっています。また、地域工務店と建築家の良好な関係が築かれつつあります。一方で事業リスクの管理や、建築家の立ち位置の不明瞭化などの課題も見えてきました。また、事業後も継続的に関わるしくみづくりの必要性を感じています。
(小倉寛征)

※1: 安全で良質な家づくりの実現を目指して北海道が定めた事業者登録制度。

詳しくは「きた住まいのランド」<http://www.kita-smile.jp> を参照。

作品づくりだけでなく、 環境・保存・災害・まちづくりに 建築家の能力を使う意味

JIA 建築大会 2017 四国、4会議合同シンポジウムを通して



JIA まちづくり会議
議長
連 健夫

昨年の四国大会において、シンポジウム「ストック活用を環境・保存・災害・まちづくりの視点で考える」が行われた。これはJIAの4会議合同主催で、毎回のJIA大会時に行われている。四国大会での副題は「空き家・空き地問題解決！どう活かすか！」。150名を超す参加者の中、熱いディスカッションとなった。

■分野横断的視点が大切

このシンポジウムの目的は、①JIA内で各委員会の活動は活発であるが、分野横断的展開が弱いので、それを繋げる意味、②ストック活用は大切なテーマで、それをどう捉え、どう手立てをするかについての実効性のある方法を得ることである。

プレゼンテーションとして、「環境」からは袴田喜夫氏が「残したい、取り戻したい大きな環境」について四国剣山系の自然を例として、ストックを「良好な環境」として捉えることの大切さを指摘した。「保存」からは篠田義男氏がストックを活かす仕組みとしてJIA文化財修復塾の説明と全国各支部連携事例として、歴史的建築物活用における建築基準法3条適用の可能性について言及された。「災害」からは芳賀沼整氏が、東日本大震災時に仮設住宅を再利用前提に設計された事例紹介とともに、各地域に合った多様な再利用メニューの必要性を指摘された。「まちづくり」からは亀井尚志氏がリノベーションまちづくりの視点を400m、徒歩5分のスマートエリアで捉えることの大切さを事例を通して指摘した。筆者は、英国CABEの事例を挙げ、良質な建築、美しいまちづくりはデザインレビューなど協議調整の仕組みづくりがポイントであり、そこにデザインのできる建築家が関わることが大切であることを指摘した。

コメントとして小玉祐一郎氏は、気候風土を捉えることの必要性、建築環境賞など優れたものを奨励する仕掛けの有効性を指摘した。原真佐実氏は保存再生において悩ましいのは経済性の観点であり、理想と現実との折り合いをいかにかけるかがポイントであると指摘した。松本純一郎氏は、災害時活動について、行政対応を含め、既存制度について理解することの大切さを指摘した。

ディスカッションでは、空き家空き地は、都市と郊外とは状況が異なるので分けて考える必要がある、何を残して何を継承するかについてさまざまな立場の人を巻き込んで議論する必要がある、材料における地域性は常に意識する必要がある、実効性ある活動にするためには他団体との連携が必要である、協議調整の仕組みを作るには行政との信頼関係構築が前提、などが議論された。

■公益的活動に関わる意味

建築家の職能として、建物の設計という作品づくりがあろう。建築設計は建築、設備、構造との調整、施主や施工者との調整役を担う中で、建築概念を具現化する職能といえる。この調整能力を建築設計のみならず、公益的活動に使うことが求められている。

このシンポジウムの目標は、既存ストックを地域資産として捉え、それを世のため人のために、うまく活かしていくことである。それを実効性のあるものにするべく各分野から分野横断的視点、他団体の連携、行政との関係、建築家の能力を活かすための仕組を論じているのである。この内容は常に公益性をベースにしており、作品づくりの技術を論じているのではない。ここには、建築家の能力を公益性のあるものに使うことにより、良質な建築、美しいまちづくりになるとの共通理解がある。もちろん建築家の能力と時間を使うのであり、適切な報酬が必要なことは言うまでもなく、その仕組みをつくることも併せて求められている。

次回、JIA建築家大会2018東京で、当4会議合同シンポジウムは、重要プログラムとして9月15日の午前にアレンジされた。ぜひ、多くの方にご来訪いただきたい。



JIA 建築大会 2017 四国、4会議合同シンポジウム

市民の声を まちづくりに活かす仕組み



建築・まちづくり
委員会
上村千寿子

専門外なのですが、新国立競技場問題をきっかけに市民の一人として建築・まちづくり委員会に参加させていただいているです。

5月24日付の『毎日新聞』の記事「文京・マンション建築確認白紙の裁決『判断に誤りなし』」で、文京区に建設中だったマンションが完成直前に建築確認取り消しの採決を受け、それを不服として、建築主2社が採決を取り消すよう求めていた訴訟で「採決の判断に誤りは無い」として請求を棄却したと報道されました。これは、マンション計画の安全面に疑問を持った近隣住民が、計画変更を事業者に求めたものの、対応されなかったことから行政手続きで建築確認の取り消しを求めたものです。その結果、完成間近のマンションは安全基準を満たしていないと判断され、建築確認は取り消され、すでに2年半も工事が止まっています。

文京区は以前から裁判に持ち込まれるマンション紛争がいくつも起きていますが、区は私人間の争いと考えていて、区民の切実な訴えに対して必要な対策を取っているように思えません。

一方で、市民の声を質の高いまちづくりに活かそうと積極的に取り組んでいる自治体もあります。人口が増えている郊外の街として有名な流山市では、一定規模以上の開発行為などの場合に申し出があれば、近隣住民、事業者、専門家による委員会の三者が、公開の場で協議をし、紛争の解決を図る協議調整型のまちづくり条例を制定しています。

協議の場では、近隣住民が問題点を整理して説明しますが、限られた時間で住民も説得力のある主張をしなければなりませんから相当な勉強をします。条例や都市マスタートップラン、類似した建物と周囲への影響などを調べ、提案の根拠を示します。それを受け専門家からは、住民提案を改めて整理したり、解決のための助言や具体的な提案が示されます。住民、事業者の双方が合意した場合、協定が結ばれ、事業者は開発許可申請に進むことができますが、途中で決裂する場合も出てきます。これらの手続きの中で住民側も主張しながら、まちづくりにつ

いてたくさん学ぶことになります。

類似した仕組みは、狛江市、武蔵野市、国分寺市、八潮市などでも導入されていますが、文京区にもこの協議調整の仕組みがあつたら、事業者もこれほどリスクの高い選択をする必要はなかったかもしれません。

■日本版CABE(建築・まちづくり支援機構)の誕生

先進国では、一般的に建築計画に市民の声を反映させる仕組みがあるといいますが、日本の法制度にはその発想が全くないままです。日本でまちづくりの制度がなかなか理解されないのは、実質的に市民参加が少ないことの表れではないかとも思います。

この協議調整の仕組みを導入している自治体もまだ少数で、この仕組みについて十分に理解し、協議をサポートできる専門家もまだまだ足りないでしょう。建築紛争の当事者の多くは有効な助言も受けられないまま、力と力のぶつかり合いになりがちで、そのままでは本来るべき「住みやすく美しい街」へと繋がることは難しくなります。

日本版CABE(建築・まちづくり支援機構)の活動によって、まちづくりにおける協議調整の仕組みが普及し、協議をサポートする専門家がたくさん誕生することで、専門家と住民の意見を活かした、住みやすく美しい街並みが全国に生まれることを期待しています。



激しく対立するデベロッパーと住民（名古屋市）

良質な建築・美しいまちづくりの仕組み →建築家が力を發揮する機会

デザインレビューやまちづくりのアドバイザーの担い手



JIA まちづくり会議
議長
連 健夫

■専門家の地位を脅かす1995年問題

「建築家の能力が高ければ機会も得られるし、良い建築ができる」という言がある。これは正しい。しかし、建築家の社会的ニーズが変化している状況の中、その機会は保障されてはいない。よく指摘される例に1995年問題がある。すなわちインターネット元年、Windows 95が発売された年であり、そのことにより情報が簡単にに入るようになり、また個人から簡単に世界に発信できるパラダイムシフトが生じた。素人でも、専門知識や情報を簡単に得ることができ、必要以上に追及してくるモンスター〇〇が生じてきた。これは医療界や教育界においても同様で、結果、医者、弁護士、先生、建築家は以前のように特別な知識と情報を持つ尊敬すべき職能ではなくなったのである。したがって、この状況において、建築家が力を發揮できる機会、仕組みづくりに目を向ける必要がある。

■良質な建築をつくるための3つの動向

この機会が増える仕組みについて、3つの動向を見てみる。1つ目は、神田順氏を中心とする建築基本法の制定活動。「建築は文化である」を理念法として取り入れる考え方だ。これであれば、公共建築も文化であり、設計者選定においてコストを判断基準とする入札ではなく、設計案の質に判断基準をおく設計コンペなどの形となろう。

2つ目は、五十嵐敬喜氏を中心とする建築基準法の集団規定を許可申請にする活動。建築基準法は数量的判断をベースとするが、建物の形態に関わる集団規定について裁量性のある許可申請にすることにより、地域性など質に関わる定性的な判断を取り入れることが可能となる。計画内容に説得力がないと許可が下りないため、建築家が力を発揮することになる。

3つ目は、英国のCABE(Commission for Architecture and the Built Environment)が許可申請において実施しているデザインレビューを日本の実情に合わせて取り入れる日本版CABEの活動。この英国CABEのデザインレビューの判断基準は、①適切な場所での計画であること、②目的に応じた設計内容であること、③利用者がほこりを持って使うことができること、④二酸化炭素を最小限にするなど

環境に配慮されていること、⑤地域コミュニティーに寄与すること、という誰でもが理解できる定性的内容である。このパネラーとして、建築家が力を発揮することになる。

■JIAにおける日本版CABE推進

日本版CABEを推進している団体としては、JIAと日本建築まちづくり適正支援機構がある。JIAは2012年度の事業計画において、〈公益法人としての組織再編と支部地域会の活性化〉の中で日本版CABEの推進が位置づけられ、「日本版CABEフォース」が設置された。2013年度は「重点施策」として〈地域に根差した公益事業活動の展開〉が挙げられ、日本版CABEタスクフォースは建築まちづくり委員会となった。この中で、行政向けに「コンペ・プロポーザル支援リーフレット」ができた。また「萌芽事例シート」を作成し、全国まちづくり会議を通して情報交換が行われている。

2018年度は、「重点施策」として(地域に根差した公益事業活動の拡充)を掲げ、「市民と専門家が加わる新たなまちづくり活動の仕組みとして日本版CABEを提唱して制度面の充実を働きかける」としている。都市まちづくり委員会と建築まちづくり委員会でデザインレビューの情報を共有するなど、日本版CABEの推進活動が行われている。

■デザインレビューやまちづくりのアドバイザーの担い手

JIAとは別に、昨年、一般社団法人日本建築まちづくり適正支援機構(JCAABE)が設立され、「認定まちづくり適正建築士」や「ADR調停人」の資格セミナーをスタートさせた。この新たな専門家がデザインレビューやまちづくりにおけるファシリテーター、トラブルにおける調停者の役割を担おうとしている。この活動には、専門家教育と専門性表示という2つの意味がある。この資格セミナーの受講条件に登録建築家や専攻建築士、JIA修復塾修了者などが設定されている。これは資格者の能力ベースのハードルを上げる意味と、連携の意味合いがある。この活動を通して、登録建築家等の認知の貢献や互いの資格取得の連鎖が期待できる。事実、認定まちづくり適正建築士セミナー受講のために登録建築家を再取得された例もある。仕組みづくりは行政との関係が大切であるが、今後、各団体の性格に応じての連携が力を発揮することが期待される。

キーワードで繋がるコミュニティー

「えねこや」の活動を通して感じること



建築まちづくり委員会
WG
湯浅 剛

私が代表を務める「一般社団法人えねこや」の活動を通して感じたことを、2月の建築まちづくり委員会と(一社)日本建築まちづくり適正支援機構の共催で行ったセミオーブン勉強会で、お話をさせていただきました。そのことを中心にご紹介させていただきます。

■えねこやの設立経緯と地域コミュニティー

えねこや(エネルギーの小屋)について、昨年の『Bulletin』春号で紹介しました。私たちは、太陽光発電と蓄電池によって電力会社の電力をひかず、完全に電力自立した(=オフグリッド)小屋を半公共空間として地域に開き、災害に強いまちづくりと再生可能エネルギー普及を目指しています。

(一社)えねこやを立ち上げたきっかけは、福島第一原発事故でした。政治やエネルギーに無頓着だった私が、官邸前のデモに通うようになり、地元調布でも脱原発の署名活動を始めました。そこで年齢も職業もバラバラな仲間たちと知り合いました。ただ脱原発の活動は長引き、メンバーは疲弊し、やがて何人かは離れていきました。それまで建築の話は一切していなかった私が「オフグリッド」について仲間に投げかけたところ、再エネへのシフトを促す楽しく前向きな活動だね、と共感を得ました。そして、(一社)えねこやという法人にして活動を始めます。また団体立ち上げと同時に、私たちの事務所をオフグリッドにして、会員を募り、見学会を開催し、講演を引き受け、再エネや省エネに関心をもってもらうための活動も始めました。

(一社)えねこやを始めてからは「オフグリッド」がひとつのキーワードとなり、多くの方たちが興味を持ち、一挙に知り合いが増えました。エネルギー事業者、議員、役人、大学の先生、学生、マスコミなど多彩です。また市内でさまざまな活動に取り組むグループと繋がることができたのは貴重でした。ミツバチの育成を通して環境を守る・空き家を活用したまちづくり・伐採された街路樹を生かす・森の保全や田んぼの再生・子どもたちの教育や育児のサポートなど、それまで見えていなかったコミュニティーが近くにたくさんあることに気がつきました。

近隣のコミュニティーと繋がる一方、意識の共有をベースとしたコミュニティーは、SNSの力も加わり「キーワード」によって距離感なく広がるのも興味深いです。

■コミュニティー・アーキテクトとエネルギー

えねこや六曜舎の見学者には、オフグリッド、省エネ、再エネ、住宅等について説明をするのですが、多数の質問が出ることもしばしば。実は多くの市民が、住宅や建築に関して困っていることや聞きたいことがあるようです。建築や住宅、エネルギーを総合的にバランスよくアドバイスできる地域の専門家として、エネルギーコンサルを兼ねた「コミュニティー・アーキテクト」は、今後まちづくりという観点からも、重要な役割を担うのではないかと感じます。

■楽しみながら実践！

私たちはいま、エネルギーに関心を持たない人、そして子どもたちに働きかけを始めています。まず電力自立の小さな「えねこや屋台」をつくり、街に出てエネルギークイズで楽しく学ぶ活動を開



「えねこや屋台」の活動

始。そして次に、移動式えねこや(木製のトレーラーハウス)をワークショップでつくり、カフェやシアターなどに活用し、学校や駅前でエネルギー教室を開催するなど、楽しみながら学べる場の提供を目指しています。自分が一番楽しんでいる気もしますが…。

建築家というより、まず一個人として、同じ目線、同じ意識で活動を始めたことから、信頼関係を築くのはとてもスムーズでした。また仲間とともに「まず実践！」を優先することで、共感を持ってもらえることが多いのかもしれません。ぶれない信念と情熱を持って動いていれば、やがて手を差し伸べてくれる人が現れる、そんなことを頻繁に感じる今日この頃です。

まちづくりやCABEとは直接関係のない話となりましたが、何かのヒントになれば幸いです。